

要 求 仕 様 書 (仕 様 3)

1 品名及び数量		自動車 2台 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 新品の自動車で、令和2年式（製造）であり、昭和26年運輸省令第67号（以降の改正分を含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものであること。 </div>
2 種別 (車検証 の表記)	(1)自動車の種別 (2)用途 (3)自家用・事業用の別 (4)車体の形状	普通又は小型 乗用（主に一般道路走行用に使用する。） 自家用 ミニバンタイプ
3 契約の形態及び期間		賃貸借契約 令和2年4月24日から令和7年3月31日まで (2020年) (2025年)
4 環境対策		別紙表1の該当区分の排出ガス基準に適合し、表2の該当区分の燃費基準値を満たすこと。
5 構造等	(1)ドアの数 (2)総排気量 (3)使用燃料 (4)駆動方式 (5)トランスミッション (6)ABS (7)乗車定員 (8)ボディカラー (9)寒冷地対策	5ドア 1,500cc以上2,000cc未満 無鉛レギュラーガソリン 4輪駆動方式 オートマチック（CVTミッション可） 装備 7人以上 白色系又は灰色系 寒冷地仕様車
6 装備等		(1)エアコン (2)エアバッグシステム（運転席、助手席） (3)AM電子同調ラジオ
7 付属品等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 付属品等とは、パンフレット等に標準装備されている品以外で、必要とする品とする。 </div>		(1)フロアマット（全席分） (2)夏用タイヤ・ホイールセット（4本分）及び夏用ワイパーブレード（フロント2本、リア1本） (3)スタッドレスタイヤ・ホイールセット（4本分）及びスノーワイパーブレード1式（フロント2本、リア1本） (注)①いずれも新品とし、組込料及びバランス調整料は賃貸借料に含む。 ②(2)及び(3)の交換時期及び交換回数 ・夏用：令和5年(2023年)春季1回 ・冬用：令和2年(2020年)及び令和5年(2023年)秋季の2回 ただし、破損等によって中途交換した場合の交換時期については、別途協議することとし、この場合にあっても、契約期間中の交換回数は上記を上限とする。 (4)ブレーキオイル交換（車検時） (5)エンジンオイル交換（半年毎） (6)オイルエレメント交換（毎年） (7)タイヤ脱着（バランス含む） (8)ナビゲーションシステム (9)バックモニター
8 車検・整備等	(1)新車登録 (2)車検 (3)法定点検(12ヶ月)	新車登録に係る手続 3年目の1回分（自賠責保険料及び自動車重量税を含む。） 1年目、2年目及び4年目の3回分（3年目は車検時に含む）
9 使用する者の所在		網走郡北7条西3丁目 オホーツク総合振興局産業振興部林務課 1台 網走郡大空町東藻琴千草72-1 東藻琴食肉衛生検査所 1台

表1 ガソリン自動車に係る排出ガス基準（平成30年度環境物品等調達方針）

区 分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。 2 これらの数値を満たすものは、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）の基準のうち「平成17年基準排出ガス75%低減レベル」であり、この基準を満たす乗用自動車の識別記号の上三桁は「DBA」である。			

表2 ガソリン自動車（乗用車）に係るJC08モード燃費基準（平成23年度環境物品等調達方針）

区 分	燃費基準値	備考
車両重量が 703kg未満	19.1km/L以上	「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。
車両重量が 703kg以上 828kg未満	16.9km/L以上	
車両重量が 828kg以上 1,016kg未満	16.1km/L以上	
車両重量が 1,016kg以上 1,266kg未満	14.4km/L以上	
車両重量が 1,266kg以上 1,516kg未満	11.7km/L以上	
車両重量が 1,516kg以上 1,766kg未満	9.5km/L以上	
車両重量が 1,766kg以上 2,016kg未満	8.0km/L以上	
車両重量が 2,016kg以上 2,266kg未満	7.0km/L以上	
車両重量が 2,266kg以上	5.8km/L以上	